

手紙  
6. 10. 23  
3155

工場並一切、不動産物権ヲ從業員ニ提供スルコト  
 工場並一切自己所有ノ土地建物宅地等ノ不動産一切、所有權  
 移轉ニ在スルコト  
 工場並一切可及の短日等ニ現住居ヲ移轉スルコト

法人請

◎豊田飯(映匠章教飯)争議(二二一〇九)

名古屋市南区豊田町

労働者 二十名(内女六名)

参加者 九名(内女一名)

十月四日從業員一名ヲ雇傭當時ノ案件ニ從ヒ他ニ轉勤方ヲ事業  
 並ヨリ要スレタルニヨリ、全國労働中却映画同人組合ノ支援  
 ノ下ニ十月七日要書提出ト共ニ罷業決行シタルモ、今九日  
 労資會見ノ結果左ノ案件ニテ用滿解決

要書事項

復職

解決事項

復職ヲ認ム

争議費用ト片金七十圓支給

労働

財團